

令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

土浦市立上大津東小学校（小中一貫校）

（令和7年4月1日改訂）

I 基本理念

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

※いじめと定義される具体的な行動

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成29年3月最終改定

（2）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全なる成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、いじめの防止等のための対策を行っていく。

教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであるという認識をもつ。また、いじめを報告するのが悪い学校ではない、いじめを発見し解決するのがよい学校という意識をもつ。
- ② いじめは人権侵害である。「弱いものをいじめることは人間としては絶対許されない」との強い認識をもつ。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ⑤ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ⑥ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分に行う。
- ⑧ 家庭・学校・地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- ⑨ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。

(3) 学校職員の責務と基本姿勢

【本校職員の責務】

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、どの学級にでも起こりうるものである」という危機意識のもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者またはその他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

いじめ防止の基本姿勢として、以下の7点を挙げる。

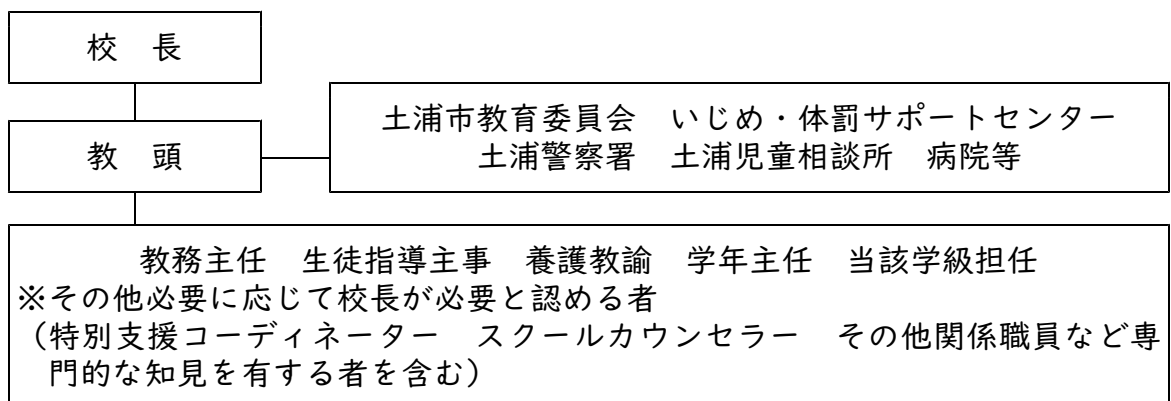
- ①いじめは絶対に許さない、見過ごさない体制に努める。
- ②児童一人一人の居場所づくりに努め、お互いを認め合える教育活動として、協働的な学びや活動の場を大切にする。
- ③いじめの早期発見に向け、アンケート調査や日々の観察、個別面談等様々な手段で対策を図る。
- ④学校からの情報発信や啓発活動を行い、家庭との連携を図りながら、事前事後指導にあたる。
- ⑤いじめを傍観させないことを指導する。いじめの傍観もいじめ行為と同様に許される行為ではないことを児童に指導していく。
- ⑥いじめが止んだ後も当該児童の様子を注視していく。一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発するか分からない。止んだと安心するのではなく、引き続き（少なくとも3か月程度）注視していく。

- (4) 保護者の責務等 法第9条には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とある。基本理念にあるように、児童が安心して学校生活が送れるように連携する必要がある。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成員



② 役割

- ・ いじめの未然防止や早期発見に関すること
- ・ いじめ問題の確認とその対応に関すること
- ・ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
- ・ いじめの相談窓口として相談を受けること
- ・ いじめに関する教職員の研修の企画、立案に関すること

- ・ 児童向けのいじめに関する学習や情報モラル教育に関すること
- ・ その他、校長が必要と認める事項

③ 開催

必要に応じて委員会を開催（ケース会議等も含む）

（２）毎週開催の職員終会での情報交換及び共通理解

全教職員での配慮を要する児童や学級・学年の生徒指導に関する現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

３ いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

（１）各教科や特別活動等の指導と生徒指導を一体化させた授業の展開

<主体的・対話的で深い学び>	<生徒指導の実践上の４つの視点>
① 探究的な課題 ② 活動(作業)するものがそろっている ③ 適切な活動時間 ④ 意味のあるつぶやき ⑤ 適度な自由度	① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成 ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成

（２）わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・ 基礎的・基本的な事項の徹底習得
- ・ 意見を言い合える場面設定（言語活動の充実）
- ・ ペア学習・グループ学習の充実
- ・ 授業評価アンケートの実施

（３）生活規律の徹底（「上大津東小あたりまえ５か条」より）

- ・ １分前行動によるゼロ分スタート
- ・ 正しい姿勢
- ・ 発表の仕方・聞き方

（４）学級集団づくり

- ・ 話合い活動・学級活動の充実
- ・ 一人一人のよさを認め合う集団づくり
- ・ 居場所づくり・絆づくり
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター等の有効な活用

（５）道徳教育の充実

- ・ 命の大切さや友情・人間関係についての指導の充実、自己肯定感を高める道徳科の授業の工夫
- ・ 全ての教育活動における道徳教育の充実
- ・ 「いじめ」の本質や構造の理解

（６）社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・ 総合的な学習の時間等における豊かな社会・自然体験活動の設定
- ・ 縦割り班での遊びを通しての交流体験
- ・ クラブ、委員会を通しての異学年交流

- ・ 1年生と6年生、2年生と5年生の交流実施
- ・ 小中一貫教育による小中間交流

(7) 児童会活動

- ・ 代表委員会が中心となって全校児童で取り組む「いじめ0集会」
- ・ 学校行事の主体的な運営
- ・ 委員会活動の充実

(8) ネットなどのいじめの対策

- ・ 全児童のインターネットに関する使用状況調査により現状把握
- ・ 専門的な機関による情報モラルの学習会の開催（ICT支援員の積極的な活用）
- ・ 家庭における情報機器の使用についての保護者との連携
- ・ タブレット端末を用いた定期的なアンケートの実施

4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。

(1) 教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童生徒の観察及び理解

- ・ 些細な出来事でも、当人が「嫌だ」と感じることはいじめと認識して指導するように、職員の意識を変革する。
- ・ 児童に関わる時間を確保し、なるべく一緒にいることができるように努める。
- ・ 児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などの観察
- ・ 自主学習ノート、eライブラリ上のメール機能の活用
- ・ 年2回の全児童への**教育相談（7月・11月）**の実施
- ・ 年11回の全児童への記名式**アンケート調査（8月以外毎月）**と**個人面談**の実施
- ・ SOSの出し方教育の実施
- ・ つちまる相談室の活用（5・6年）

(2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・ 迅速な管理職への報告といじめ防止対策委員会での情報共有、対応についての協議
- ・ 職員終会における生徒指導情報共有の実施
- ・ 生徒指導主事の情報集約と管理職への確実な報告

(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

(4) 巻末のチェックリストを用いた、いじめ重大事態に対する学校における平時からの備えの定期的な点検

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめのサインに気づいた場合、速やかに『予防的介入』を行う。

- ・ 情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・ 秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。（状況に応じて他の職員が中心になるなど、柔軟に対応する。）
- ・ 「いじめ防止対策委員会」で話し合う。
- ・ 学級活動等でいじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導にあたる。

- ・ 「学級づくりの時間」等、ふれあいの時間を大切にするとともに所属感を味わえるような学級づくりに努める。
- (2) 本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
- ・ 秘密の厳守を約束し、じっくりと話を聴いて安心感を与える。
 - ・ 本人の苦痛を親身になって聴く。
 - ・ いじめが解決するまで、最後までしっかりと子どもを守ることを約束する。
 - ・ 基本的には本人の了解を得てから事実究明に乗り出す。
 - ・ 担任や学校に何をしてもらいたいかを確かめながら共に考える。
 - ・ 特に保護者の訴えに対しては、管理職や生徒指導主事などが同席するなど、複数で対応するようにする。
- (3) いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
- ・ いじめを制止し、関係児童を残す。
 - ・ 他の教師の協力を求め、複数の教員でその場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認する。
 - ・ その日の内に、関係児童から個々に事情を聴き、再度事実確認する。
- (4) いじめていた児童・保護者への対応
- ・ 保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭教育の在り方等について一緒に考える。
 - ・ いじめていた児童には、いじめは絶対許すことのできない問題であることを厳しく指導する。
 - ・ いじめた責任は謝ってとれるものではない。いじめられた児童が安心して学校生活が送れるようにすることが責任をとることであることをいじめた児童にしっかり指導する。
 - ・ 当該児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう継続的に指導・支援する。
- (5) いじめられていた児童・保護者への対応
- ・ 家庭にいじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・ 二度とこのようないじめが起こらないように指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・ いじめられていた児童に対しては、様々な方向から心のケアをしていくとともに、安心して学校生活が送れるように、全力で守っていくことを約束する。
 - ・ 保護者とこまめに連絡を取り、配慮や支援を必要に応じて継続し、経過報告を行う。
- (6) 観衆・傍観者への対応
- ・ はやし立てたりする行為はいじめを助長するもので、いじめと同じであることを指導する。また、黙って見ているだけであっても、いじめを支持していることになることを理解させる。
 - ・ いじめの問題について話し合わせる等、自分の問題として考えさせる。
 - ・ いじめは絶対許されない行為であり、自分達の力で根絶しようとするのが重要であることを指導する。
- ※ すべての事例に対して、組織で対応する。
- (7) いじめが「解消している」状態について
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童については、日常的に見守りを継続していく。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること。
- ②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などで確認する。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省決定

6 重大事態への対応

（1）重大事態の定義

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合

（2）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したことを市教育委員会に速やかに報告するとともに、土浦警察署などの関係機関に通報し、援助を求める。
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会などにより適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼する。

【チェックリスト】いじめ重大事態に対する、学校における平時からの備え

	チェックポイント	チェック
1	年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	
2	実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	
3	学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	
4	学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・ 学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を、実効的・組織的に行うこと ・ 法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・ 重大事態の申し立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	

5	校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	
6	学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	
7	「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	
8	日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	
9	様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	
10	学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	
11	いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	
12	そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	